

令和8年4月7日

生徒・保護者 様

真庭市立久世中学校  
校長 丸山 敬三

## 休日等の部活動における気象警報発令時の対応について

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校教育活動の推進にご理解並びにご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、気象警報が発令された場合の部活動の対応措置について、下記の通り定めておりますので、お知らせいたします。登下校も含め生徒の安全な活動を最優先に考えており、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【警報発令時の休日（長期休業中を含む）の部活動について】

\*午前6時の時点で警報が発令されている場合

→ 部活動は中止とする

（その後、解除されても当該日は活動しない）

■対象となる警報は「大雨（土砂災害・浸水害）警報」、「洪水警報」、

「暴風警報」が真庭地域に発令されている場合

■「大雪警報」、「暴風雪警報」については、通学区域の状況により判断

◇各部活動顧問より、コドモンにて連絡配信します。

◇活動中における警報発令については、状況に応じて、下校や待機等の措置を判断します。

◇台風等の接近が予測されるときは、事前に活動の中止を決定する場合があります。

◇臨時休業中における部活動は行いません。